平成２３年（フ）第８６６７号
大阪市住吉区遠里小野１丁目８番４―506号
債務者　橋本めぐみ
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６７４号
大阪市旭区中宮２丁目４番29号　ベルダ中宮202
債務者　横山　京子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７０５号
大阪府池田市神田４丁目27番25号
債務者　中島　朋子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７１１号
大阪市天王寺区生玉町10番20―913号
債務者　本田和恵こと　金　　和恵
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７１７号
大阪市東淀川区瑞光４丁目３番21号　竹中第１ビル601号
債務者　小山　洋一
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７１８号
大阪市浪速区桜川２丁目１番２号　岩伸桜川ビル６Ｃ号
債務者　小山　順睦
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７２１号
大阪市東住吉区針中野４丁目11番３号　コーポ中野202号
債務者　前田　　均
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７２３号
大阪市東淀川区東中島１丁目20番12―909号
債務者　濵田　一利
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７２９号
大阪市住之江区東加賀屋２丁目８番７号
債務者　倉本富三恵（旧姓宮城・杉本）
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０２３号
兵庫県尼崎市元浜町１丁目２番地の２グランデージ元浜202号、従前の住所兵庫県伊丹市池尻６丁目237番地
債務者　一法師幸代
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６２号
兵庫県宍粟市一宮町安黒589番地３
債務者　岩西　美惠
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第２２０号
佐賀県武雄市山内町大字大野7211番地２
債務者　坂口　民子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２０５７号
埼玉県川口市戸塚３丁目６番27号　ＭＯＭＩＪＩ第２―110号室
債務者　佐藤　雅子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４６９号
千葉県市川市湊新田１丁目６番12―208号　第３吉ビル
債務者　恩田　護史
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２９５号
広島県福山市幕山台６丁目８番20号
債務者　後藤　裕介
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１１０９号
兵庫県明石市大蔵谷字清水542―１―３―206号　石井桂子方、住民票上の住所兵庫県明石市松が丘３丁目11番１号
債務者　石井英次郎
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１７９号
神戸市長田区寺池町２丁目８番10号
債務者　北川由佳こと　柳　　由佳
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部